

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	23 件

埼玉国民年金 事案 4220 (事案 1080 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで

私は、社会保険事務所(当時)に行って納付記録を調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料は未納と言われた。私は、申立期間当時の保険料を現年度納付したので申し立てたが、非あつせんとされた。今回、私は、申立期間当時、同居していた元夫の分を含めて二人分の保険料を納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立期間当時、申立人は、市役所で国民年金保険料を現年度納付したと主張しているが、申立期間後の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの保険料は 54 年 4 月 5 日に過年度納付しており、その主張には齟齬^{そご}が見られる上、当該時点からは、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が申立期間当時同居していた元夫の国民年金保険料を含めて一緒に納付したと主張し、その元夫の保険料は納付済みとなっているところ、その元夫から、申立人が申立期間について、申立人とその元夫の二人分の保険料を納付したとの証言が得られた。これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から49年3月まで

申立期間について、私は、昭和45年11月に婚姻届をA市役所に提出した際に国民年金への加入を勧められ、夫婦一緒に加入手続をして、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後はB市に転居したが、A市の時と同様に私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間について、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、49年1月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち48年4月から49年3月までは保険料を納付できる期間である。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人と一緒に納付したとしているその妻は昭和48年4月から49年3月までの期間について保険料を納付済みである上、申立人が12か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和44年5月から48年3月までの期間についても、申立人は、上記と同様の申立てをしているが、申立人の国民年金

手帳記号番号は、上記のとおり 49 年 1 月頃払い出されたと推認され、その時点では、44 年 5 月から 46 年 9 月までは時効により保険料を納付できない期間であり、46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、その妻は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、私の母が、実家のA市で納付しているはずである。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家のA市にいるときに、その母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間に係る国民年金保険料については、その母が納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和45年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母の申立期間に係る保険料は納付済みである上、申立人が13か月間と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 53 年頃に勤務していた会社の人事担当者に国民年金加入を勧められ、社会保険事務所（当時）か A 区役所で国民年金に加入した。保険料は私が納付したと思う。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 53 年頃に勤務していた会社の人事担当者に国民年金加入を勧められ、社会保険事務所か A 区役所で国民年金に加入し、保険料は申立人が納付したと思うとしている。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以降国民年金保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険との切替変更手続を適切に行っていることから、国民年金制度に対する理解度と保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が、6 か月と短期間である保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

私は20歳になった昭和43年頃に、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金に加入し同町役場に保険料を納付していた。当時はCの下でDの仕事を覚えながら働いており、特に保険料の納付ができなかった状況には無くまとめて納付した記憶もある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年頃にA町役場で国民年金に加入し、同町役場に保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、44年1月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立期間以外は未納が無く、住所変更手続も適切に行っており、61歳を過ぎてからは国民年金に任意で加入し付加保険料を納付するなど保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月まで

昭和 56 年 6 月に、夫と一緒に A 市役所で婚姻届を行った際に、国民年金と国民健康保険の加入手続を併せて行った。以後、私の夫が夫婦の保険料を B 銀行や C 銀行（現在は、D 銀行）等で納付しており、何回か年度末にまとめて納付したこともある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 6 月に、その夫と一緒に A 市役所で婚姻届を行った際に国民年金と国民健康保険の加入手続を併せて行い、以後、その夫が夫婦の保険料を B 銀行や C 銀行等で納付しており、何回か年度末にまとめて納付したこともあると申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57 年 4 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高いと考えられる上、申立人が 10 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は平成元年 10 月に結婚した後、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと記憶している。しばらくしてから納付書が送られてきたので、未納だった 2 年ほどの期間の保険料を私の夫が一括で納付してくれた。夫は当時の保険料が現在の保険料の半分ぐらいだったこと及び一括で納付した金額が 20 万円くらいだったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの期間については、申立人は、元年 10 月に結婚後、A 市役所で国民年金に加入し、しばらくしてから納付書が送られてきたので、未納だった 2 年ほどの期間の保険料をその夫が一括で納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述どおり元年 11 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から平成元年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の夫は、20 万円くらいの国民年金保険料と一緒に納付したと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は元年度分の保険料 9 万 6,000 円を 2 年 3 月 7 日に一括納付していることが確認できること、この 2 年 3 月 7 日の時点で過年度納付が可能な保険料の総額は 10 万 7,200 円であり、これらの合計額は 20 万 3,200 円となり、申立人が一括納付したとする保険料額 20 万円とほぼ一致することから、

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの保険料を納付したと考えるのが自然である上、14 か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から 63 年 1 月までの期間については、申立人の夫が納付した平成 2 年 3 月 7 日の時点では納付できない上、当該期間を納付したとすると、申立人の夫が、一括納付したとする 20 万円を超えることから、当該期間については、保険料を納付しなかったと考えるのが自然である。

3 一方、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの期間についても、申立人は前述のとおり納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 11 月頃払い出されたと推認され、その時点からすると、時効により保険料を納付できない期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 54 年 7 月から 55 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 23 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から 55 年 5 月まで

私は、就職して厚生年金に加入したが、昭和 49 年 10 月頃に会社を退職した後は国民年金に切り替えた。国民年金保険料の納付は当然だと自覚し納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 10 月頃に会社を退職した後は国民年金に切り替え、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から申立人の申述どおり 49 年 12 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 3 か月、12 か月及び 11 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、会社退職後の国民年金被保険者資格の取得手続や任意加入手続を適切に行っており、申立期間以外に保険料の未納は無いことから、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年3月19日まで
ねんきん特別便では、A株式会社に勤務していた平成7年1月16日から9年3月19日までのうち、7年8月から9年2月までの厚生年金保険の標準報酬月額の記録について、それまで59万円だったものが20万円に引き下げられていた。当時は当該事業所の経営は代表取締役が握っていて私自身は経営には携わっていなかった。納得できないので調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初平成7年8月から9年2月までは59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（9年3月19日）の後の同年3月28日付けで、7年8月に遡って標準報酬月額が20万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主も申立人と同様に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の元取締役は「標準報酬月額の引き下げについて、同社の代表取締役が無断で行った。」と供述している上、元同僚は「申立人はBであり、厚生年金保険の標準報酬月額の引き下げについては知らされておらず、社長の独断で行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年3月28日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難い上、社会保険事務所が行った当

該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初に届け出た、59万円（厚生年金保険の標準報酬月額の上限額）に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和62年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月1日まで

株式会社Aに勤務していたとき、C店へ出向するため、本社人事課に昭和62年3月16日異動したが、厚生年金保険の記録では、同日から同年4月1日までの期間が、被保険者期間から欠落している。

株式会社Aには継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bにおける退職者所属歴の記録及び個人別賃金台帳兼源泉徴収簿の記録並びにD基金の加入者記録票、E組合の健康保険資格証明書、雇用保険の被保険者記録及び元同僚の供述により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和62年3月16日に株式会社Aから同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、株式会社Aにおける申立人の昭和62年3月の個人別賃金台帳兼源泉徴収簿から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「前述の退職者所属歴の記録から、申立人の株式会社Aでの異動日は昭和62年3月16日と認められるので、当該異動に係る申立人の被保

険者資格取得日を同日と届け出るべきところ、誤って同年4月1日と届け出た。」と届出の誤りを認めていることから、事業主が資格取得日を同年4月1日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年4月から同年10月までを47万円、同年11月及び12月を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年1月31日まで

A株式会社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、社会保険事務所の記録では、26万円となっているが、そんなに低い額ではなかったもので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初申立人が主張する平成5年4月から同年10月までは47万円、同年11月及び同年12月は44万円と記録されていたところ、6年1月25日付けで、5年4月1日の資格取得時に遡って各々26万円に引き下げられ、事業所が適用事業所に該当しなくなった日（6年1月31日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の代表者及び取締役一人の標準報酬月額については、オンライン記録から、平成5年11月5日付けで4年11月1日の随時改定に遡って代表者は16万円、取締役は15万円に引き下げられ、元同僚18人については申立人の申立期間と同様に6年1月25日付けで、5年4月1日の随時改定に遡って標準報酬月額が引き下げられ、全喪日まで継続していることが確認できる。

一方、複数の元同僚は、「事業主から会社の経営が苦しいので、社会保険を取りやめ各々で国民年金に加入するようにと説明があった。」と回答するとともに、当時の顧問先である社会保険労務士及び複数の元同僚は、

申立人の権限と立場について、「申立人は現場管理の仕事で取締役ではなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の経営状況について、上記の社会保険労務士は、「厚生年金保険料について以前から滞納が続いているため、自らの標準報酬月額を引き下げたことを聞き、全喪日についても代表者から連絡をもらった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の平成5年4月から同年12月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年4月から同年10月までを47万円、同年11月及び同年12月を44万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成20年12月25日に係る標準賞与額31万5,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を31万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A株式会社から平成20年12月に賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年12月25日の標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間の平成20年12月25日については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人提出の賞与支払明細書及び事業主提出の賃金台帳により、当該期間に係る標準賞与額（31万5,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を31万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年4月3日まで
株式会社Aにおける申立期間の報酬月額は30万円のままだったが、厚生年金の記録では、この間の標準報酬月額が平成9年11月に遡って30万円から15万円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年11月から10年3月まで30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年4月28日）の後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡って15万円に訂正処理されている上、同日付けで同社の被保険者190人中66人の標準報酬月額が金額は異なるものの申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時店舗責任者であり、経理等の事務には一切関与していなかったと主張しているところ、当時の同僚も、申立人は社会保険関係事務には関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成元年9月1日から同年12月1日まで、2年1月1日から同年2月1日まで及び同年3月1日から同年10月1日までの期間を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月22日から同年10月1日まで
② 昭和63年10月1日から平成2年11月1日まで

A株式会社に昭和63年9月22日から平成2年10月31日まで勤務したが、「ねんきん特別便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」によると、申立期間①が未加入になっているのはおかしい。また、申立期間②は、給与明細書の厚生年金保険の控除額と異なっている。給与明細書を所持しているので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、申立人が提出した給与明細書における報酬月額又は厚生年金保険料控除

額から、平成元年9月から同年11月まで、2年1月及び同年3月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和63年10月から平成元年8月までの期間については、給与明細書における厚生年金保険料控除額と、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に見合う控除額が一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

2 申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人と同時期に入社した同僚一人の供述から、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が提出した昭和63年10月分の給与明細書（63年9月21日から同年10月20日までの期間）によると、当該期間の厚生年金保険料の控除は行われていないことが認められる。

また、同時期に入社した同僚一人は、「自分は昭和63年9月に入社したが、入社直後は試用期間があり厚生年金保険の加入は同年10月1日からである。申立人も同じであると思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成4年9月から5年7月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月28日から5年8月7日まで
ねんきんの記録では、有限会社Aにおける申立期間の標準報酬月額の記録が、実際の給与の額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年8月7日）の後の同年10月5日付けで、4年9月28日に遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、商業登記簿謄本から同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の取締役及び複数の同僚が社会保険事務手続は、事業主と事業主の妻（取締役）が行ったと供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年9月から5年7月までの期間を53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 11 日から 44 年 3 月 6 日まで
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 5 月 1 日まで

会社を辞める際に、社会保険を脱退する手続きをするためにA社会保険事務所（当時）に行った。そのときに初めて厚生年金の期間が脱退という形で抜け落ちていることが分かった。以前、B社会保険事務所を確認したところ、今回脱退したこととなっている2社について、きちんと記録として残っているとだけいわれただけでこの回答には納得がいかなかったが、当時、A社会保険事務所の担当者は脱退しているのだから仕方がないというだけできちんと調べてくれなかった。どうしても納得がいかないので再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年6か月後の昭和46年11月16日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであることが確認できることから、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるところ、申立人は、昭和45年4月*日に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、いずれも計算の基礎とされておらず、未請求とな

っている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 16 日から同年 12 月 5 日まで
(株式会社A)
② 昭和 38 年 8 月 17 日から同年 9 月 8 日まで
(有限会社B)
③ 昭和 40 年 6 月 12 日から 41 年 3 月 31 日まで
(有限会社C)
④ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 11 月 11 日まで
(D株式会社)
⑤ 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 3 月 12 日まで
(株式会社E)
⑥ 昭和 42 年 4 月 5 日から同年 11 月 21 日まで
(F株式会社)
⑦ 昭和 42 年 12 月 1 日から 43 年 1 月 31 日まで
(G株式会社)
⑧ 昭和 43 年 10 月 11 日から 44 年 12 月 25 日まで
(H株式会社)
⑨ 昭和 44 年 12 月 22 日から 45 年 10 月 31 日まで
(I所)

年金事務所の記録では、昭和 46 年 4 月 9 日に脱退手当金を受領したことになっているが、I所(現在は、J所)を辞めるときに、脱退手当金の制度の説明を聞いていないし、当時の私は体調が思わしくなく、自分で手続に行くこともできなかつたはずであるから、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が初めて就職した会社に係る被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間の4回、合計5回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該複数の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、当該5回の被保険者期間のうち、申立期間②と申立期間③の間にある3回の被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、I所において、申立期間当時給与計算や社会保険関係業務を担当していたとする同僚は、「申立期間当時はまだ脱退手当金についての説明を行っていなかった。」旨の回答をしていることを踏まえると、当該事業所において代理請求がなされていたものとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間後は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月3日から6年2月22日まで

A株式会社における申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受けていた給料より低い額に遡って訂正されている。自分はB職に従事していたため標準報酬月額が訂正されたことは知らなかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額は、平成7年11月22日付けで、資格取得時の5年9月3日に遡って34万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、事業主は、「当時、会社は経営不振であったが社会保険料の滞納があったかどうかは分からない。標準報酬月額の訂正届は経理担当の従業員が行ったと思う。」と回答しており、経理担当者は、「当時、会社の経営は悪く社会保険料の滞納はあったと思うがよく覚えていない。標準報酬月額の減額訂正は社長の指示で自分の部下が行ったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によれば、平成7年11月22日付けで当該事業所の被保険者90人のうち一人を除き全員の標準報酬月額も申立人と同様9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、平成5年9月3日における当該事業所に係る申立人の雇用保険の資格取得時賃金は、上記訂正前の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額の範囲内であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年11月22日に行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
私が 20 歳になった頃、勤務していた会社が厚生年金保険に加入していなかったため、会社が国民年金の加入手続を行い、加入してからの国民年金保険料については、会社が給与から天引きして納付していたはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入してからの国民年金保険料については、勤務していた会社が給与から天引きをして納付していたはずであるとしている。しかしながら、申立人は保険料納付については直接関与していない上、当時、給与から天引きをして納付していたとする会社担当者の氏名も分からないため証言が得られず、これらの状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が勤務していた会社は、国民年金委託事務組合である A 組合に国民年金業務を委託しており、同組合が同社の社員について「様式第 13 号保険料調定整理票領収書発行整理票」を国民年金有資格者ごとに作成して管理していたところ、申立人に係る当該整理票の国民年金保険料の徴収開始年月日欄には「昭和 45 年 4 月分ヨリ」と記載されていることが確認できる上、当該整理票には申立期間の保険料が徴収されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から48年3月まで

申立期間について、私は、昭和45年11月に婚姻届をA市役所に提出した際に国民年金への加入を勧められ、夫婦一緒に加入手続をして、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。その後はB市に転居したが、A市の時と同様に私が夫婦二人の分の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和45年11月に婚姻届をA市役所に提出した際に国民年金への加入を勧められ、夫婦一緒に加入手続をして、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年1月頃払い出されたと推認され、その時点では、45年5月から46年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、46年10月から48年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年8月から同年12月まで

私は会社を退職した平成2年8月頃に、A区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、郵便局又はB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付書を用いて納付した。申立期間の国民年金の記録が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年8月頃にA区役所において国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、郵便局又はB銀行において保険料を納付したとしているが、申立人は、保険料額及び保険料の納付方法を明確に記憶しておらず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の所持している年金手帳の「国民年金の記録（1）」の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄には「8年4月1日」と記載されていることが確認できる上、申立人に係るE市の国民年金被保険者収滞納一覧表には、平成8年度分以降の収納状況のみが記載されていることから8年4月1日に国民年金被保険者の資格を取得したと推認され、申立期間の国民年金の加入、保険料の納付については不明である。また、申立人のオンライン記録においても資格取得日が平成8年4月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制

度上国民年金保険料が納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年3月まで

私の国民年金は、平成8年6月頃に私の父がA市役所（現在は、B市C区役所）で加入手続をし、保険料免除申請書をA市役所に郵送したが、申請書を受理した旨の通知書が届かなかったことから、市役所に問い合わせたが免除申請書が受理されていないとのことだったので、再度保険料免除申請の手続を行った。申立期間の保険料が申請免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年6月頃にその父がA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料免除申請書をA市役所に郵送したが、市役所で保険料免除申請書が受理されていないとのことだったので、再度保険料免除申請の手続を行ったとしている。申立人は、申立期間当時A市役所では、国民年金保険料免除申請書を受理した旨の通知書が郵送される仕組みになっていたとしているが、A市役所では申立期間当時保険料免除申請書を受理した旨の通知書は発行していないとしており、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、保険料免除申請書をA市役所に郵送した平成8年6月から、約10か月後の9年4月頃に再度保険料免除申請手続を行ったとしているが、保険料免除申請は遡って行うことができないことから、申立人の申述は免除申請の取扱いと符合しない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、平成9年4月18日に付番されていることが確認でき、その時点からすると、申立期間は制度上遡って保険料免除申請するこ

とはできない期間である。

加えて、申立人が、申立期間について免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで

私の国民年金については、平成 14 年 3 月頃に会社を退職した後、国民年金に加入し保険料を納付した記録しか残っていないが、申立期間においても母が保険料を納付したにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその母に納付してもらったとしているが、申立人の保険料を納付したとしているその母は、既に他界していることから、証言を得ることはできず、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険記号番号が付番されており、当委員会においてオンライン記録の氏名検索等により申立人の国民年金手帳記号番号を調査したが申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であり制度上保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から50年7月まで
② 昭和51年2月から同年7月まで
③ 昭和52年7月から53年1月まで
④ 昭和59年10月から60年1月まで
⑤ 昭和60年10月から61年1月まで
⑥ 昭和61年2月から63年9月まで
⑦ 昭和63年10月から平成2年9月まで
⑧ 平成2年10月から3年2月まで

申立期間について、標準報酬月額が加入時から低い部分、それ以前と比較して下がっている部分及び昇給された形跡が無い部分もあるのは考えられないので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間のA株式会社（現在は、B株式会社）に係る昭和49年10月以前の標準報酬月額が10万4,000円であったものが、同年10月1日の算定により9万8,000円に引き下げられたとして、その後、50年8月の算定で11万8,000円になるまでの期間について標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、A株式会社で申立人と同日に標準報酬月額を引き下げられ、しかも資格喪失日が昭和51年1月6日付けの元同僚が4人いることが確認でき、うち元同僚一人は、「47年9月入社の中から当該事業所は赤字であり、オイルショック後は親会社の借金が膨らみ、メイン銀行からはC閉鎖の勧告を受けており、私も2等級減額されているが、

賞与も出なかったかもしれないし、仕方がない。」と供述している。

また、元上司は、「申立人の当該事業所に係る標準報酬月額が事実と相違していない。」と供述している。

さらに、当該事業所は、「申立人の申立期間の状況について、当時はオイルショックの年であり、経営上この影響を受け、賃金カット（残業規制）が実施された可能性がある。」としていることから、事業主が申立人のみ標準報酬月額を低額に届け出たとは考え難い。

加えて、当該事業所は、保存書類については、厚生年金保険の資格取得の書類しか残っておらず、申立人も申立期間①に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を持っていないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかを確認することができない。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、標準報酬月額の取消及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間のD株式会社に係る昭和51年2月の取得時の標準報酬月額が20万円となっていたはずなのに15万円に引き下げられているのはおかしいとして、標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、D株式会社で申立人と同時期、同職種で入社した元同僚は、「当時のセールスは基本手当が少なく歩合が多いというのは入社時に説明があった。セールスの基本給与は15万円であとは全て歩合であった。」と供述している。

また、申立人と同時期、経理職で入社した元同僚は、「当該事業所は使途不明金が多いので良くない状況と知っていた。また、残業が多く報酬もそれなりに多かったが、社会保険の控除額は変わっていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主の消息も不明であることから、申立人も申立期間②に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を持っていないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかを確認することができない。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、標準報酬月額の取消及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

- 3 申立人は、申立期間③から⑧までについて、当該期間のE株式会社に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、E株式会社に係る雇用保険の記録から、取得時の賃金

支払額は 15 万円と記載されており、この額面は厚生年金保険のオンライン記録とも一致している。

また、E株式会社で申立人と同じF部で、申立人の在籍期間を上回る、昭和 50 年 6 月から平成 12 年 9 月まで勤務していた元同僚は、「標準報酬月額が事実と相違していない。給与体系として基本給よりそのほかの手当が多いので昇給しても上がらず、組合も無いので昇給しない人もいる。」と供述している上、昭和 54 年 2 月から平成 13 年 4 月まで同じくF部に勤務していた元同僚は、「店長になると公出・残業手当は一切付かないので、店長になると逆に下がることもある。昇給はしなかったこともあると思うし、自分の記録も間違っていない。」と供述している。

さらに、E株式会社から株式会社Gに出向した事業主は、「会社が経営不振で一斉に社員の給与を引き下げたことは無いが、しいて言えば残業が多い会社で、個人、店舗ごとによっても残業時間は違うので、標準報酬月額は常に右肩上がりでもなかった。」と供述しているところ、二人の元同僚から提出された給与明細書で、給与の総支給額に対する公出・残業手当の割合がおおむね 30 パーセントに近いことが確認できる。

加えて、当該事業所は、既に適用事業所では無くなっており、事業主の消息も不明である上、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を持っていないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうかを確認することができない。

なお、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、標準報酬月額の取消及び遡及訂正等の不合理な処理の痕跡は見当たらない。

4 このほか、申立人の全申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、全申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5517 (事案 157 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月3日から同年7月23日まで
A株式会社に昭和28年4月3日に入社した記録があるのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年7月23日となっているのはおかしい。今回は、入社してすぐに行われた社内旅行の写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てにおいて、A株式会社が保管している社員名簿では、申立人は昭和28年4月3日に同社に雇入となり、同年6月21日に本雇となったことが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、A株式会社に保管されている「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によれば、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は同年7月23日であり、社会保険事務所(当時)の記録とも一致しているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月14日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

2 今回の申立てにおいて、申立人は入社直後に撮ったとする社内旅行の写真を提出しているが、申立期間当時にA株式会社に被保険者期間のある複数の同僚に照会した結果、申立人の入社日、申立期間の厚生年金保険の加入及び給料からの厚生年金保険料の控除について供述を得られないことから、申立期間に係る保険料控除について推認することはできない。

- 3 そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 9 月 1 日から 20 年 10 月 26 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額より低い額となっているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、申立人が提出した株式会社Aに係る給与明細書（平成16年9月、18年10月及び20年4月）に記載されている支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当時申立人が加入していたB組合の提出した申立期間に係る標準報酬月額一覧表から、同組合における標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間に被保険者であった同僚6人に給与明細書の有無を照会し、このうち二人から給与明細書の提出を受けたところ、当該給与明細

書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、株式会社Aの元代表取締役は、「申立人は、関係会社である株式会社Cの営業を兼務し、給与は両社の合算額を支給していたが、厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出は、株式会社Aに係る分のみであり、厚生年金保険料の控除についても当該届出分のみであった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5521 (事案 2853 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで
昭和 20 年 11 月から 30 年 5 月まで株式会社 A (旧 B 町 C 地) に継続して勤務していた。申立期間も同社で厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、前回の申立てにおいて、株式会社 A の事業主の所在が不明で申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができないこと、同僚からも申立人の申立期間の保険料控除等について供述を得ることができないこと、申立人が同社に勤務した期間に係る給料明細書 34 枚のうちには申立期間に係るものは確認できず、そのほかに申立人の給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実が確認できる資料が見当たらないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人の D が新たな事情として提出されているところ、D に寄せ書きされた E 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間当時、申立人が同社において厚生年金保険被保険者であった記録は見当たらない上、オンライン記録では同社の事業主の所在は不明であり、同社の商業登記簿も見当たらないことから、同社における申立人の厚生年金保険の適用等について確認することができない。

一方、申立期間当時、株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者であった複数の者から、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたという供述が新たに得られたが、申立期間の厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていた事実が確認できる給与明細書などの資料は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで
昭和 31 年に高校を中退し、同年 9 月 1 日から株式会社Aに住み込みで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者の資格取得日が 32 年 7 月 1 日になっているので、実際に勤務していた申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの当時の事業主の長女の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、申立期間当時に同事業所に勤務していることが確認できる同僚4人に照会したところ、3人から回答があり、うち一人は「自分は昭和34年4月1日に入社したが、厚生年金保険に加入したのは同年8月1日である。」と供述し、もう一人は、「私は入社した時期は定かではないが、会社を昭和36年4月に退職するまで3年くらいは住み込みで働いていたのに、厚生年金保険の被保険者期間が1年3か月しか無い。」と供述していることから、同社では、従業員が入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであり、試用期間中は保険料を控除していなかったことがうかがえる。

また、株式会社Aの事業主は、「当時の従業員に関する資料は保管していないため、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 28 日から 41 年 9 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

年金記録の確認の知らせがあり、昭和 44 年 10 月 25 日に脱退手当金が支払われたことになっているが、これはA機関に 39 年 7 月から 40 年 7 月まで勤務した時のB組合の分だと思ふ。40 年 7 月から 43 年 8 月までの期間の脱退手当金は請求した覚えが無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA機関での退職一時金についてC組合に問い合わせたところ、昭和 40 年 7 月 28 日にA機関に請求し、同年 9 月 3 日に受領しているとの回答が得られた。

また、申立人の申立期間②に係る事業所別被保険者名簿の申立人の氏名は、申立期間②の事業所を退職した約 1 年後の昭和 44 年 9 月に旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立期間②に係る同名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月20日から39年2月21日まで

A株式会社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録は、昭和40年3月30日に脱退手当金として支給されたことになっているが、この脱退手当金を受給した記憶は無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、国民年金受付処理簿において、申立人は、夫とともに昭和40年7月にB区で国民年金への加入手続をしていることが認められるが、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付した後、52年4月まで未納となっていることが確認できる上、上記脱退手当金の支給決定がなされた当時、厚生年金保険の制度は知らなかったと述べていること等から、必ずしも年金制度に対する意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 25 日から 36 年 4 月 28 日まで
日本年金機構から平成 22 年 9 月に脱退手当金の受給記録を記載したはがきを受け取った。その脱退手当金を受給したとされている被保険者期間のうち、昭和 35 年 3 月 25 日から 36 年 4 月 28 日まで勤務したA株式会社B工場については、脱退手当金を受給した記憶が無い。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人名で提出された脱退手当金裁定請求書が、申立人の被保険者期間の最終事業所であるC株式会社を管轄するD社会保険事務所（当時）に保管されており、同社会保険事務所では当該請求書を昭和 45 年 4 月 30 日付けで受付し、その後、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行い、同年 6 月 24 日付けで支払済みとなっていることが確認できる。

また、前述の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺における請求期間は、申立期間であるA株式会社の昭和 35 年 3 月 25 日から 36 年 4 月 28 日までとE株式会社の 37 年 4 月 6 日から 39 年 1 月 15 日までの期間及びC株式会社の 39 年 1 月 16 日から 45 年 4 月 16 日までの期間とされており、C株式会社より以前に勤務したFの被保険者期間は請求していないことが確認できる。

さらに、申立人のB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後に支給決定されているなど、一連の事

務処理に不自然さほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 3 日から 43 年 7 月 21 日まで
日本年金機構からハガキが来て脱退手当金を受給していることを知った。私は脱退手当金を受け取っていないと思うので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所別被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が押印されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約7か月後に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していたA組合に係る事業所別被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の同僚について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む昭和41年から45年までの期間に被保険者資格を喪失した脱退手当金の受給資格がある7人のうち5人について脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 3 月 5 日まで
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 26 日まで

ねんきん特別便が自宅に届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金制度があったことを知らないし、脱退手当金については請求したことも受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受け取っていないと主張しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の丸印が記載されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日が通算老齢年金制度発足後であるが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失後の昭和42年4月から51年4月までは国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、未加入となっていることから、支給決定日当時、将来において年金を受給する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月7日から39年1月1日まで
② 昭和39年1月6日から41年1月17日まで

日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであったが、昭和41年1月に有限会社Aを退職し、すぐにB区からC市に移った。C市において、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和41年4月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月1日から39年1月1日まで
② 昭和39年10月21日から41年10月8日まで

日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであったが、会社から脱退することについての説明及び意思確認をされた記憶は無く、受け取った記憶も無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社において、昭和39年8月2日から50年12月20日までの間に厚生年金保険の資格を喪失した同僚48人の記録を調査したところ、オンライン記録から、30人について脱退手当金が支給されており、そのうちの28人について、4か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、同社からは、「申立期間当時に当社にいた担当者は、『社員の退職時に脱退手当金の説明をし、社員に代わり請求手続を行っていた』としている。」旨の回答が得られた。

また、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和41年11月22日に支給決定されているなど、事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成 11 年 5 月 1 日から 13 年 3 月 17 日まで
②平成 13 年 3 月 17 日から 14 年 12 月 1 日まで

私は、平成 9 年春から 14 年の師走まで株式会社 A に勤務した。同社では、B 局、C 局のほか、D 局の管理職として働いた。年金事務所から届いた記録を確認すると、11 年 5 月 1 日から 13 年 3 月 17 日までの標準報酬月額が 41 万円であるはずが 15 万円に減額されている。これは間違いであるので、標準報酬月額の記録を直してほしい。また、平成 13 年 3 月 17 日以降の厚生年金保険の記録が無い。なぜ、退職時まで記録がつながっていないのか、調査をして、記録をつなげてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①において、標準報酬月額が 41 万円から 15 万円に減額されていると主張しているところ、オンライン記録を確認すると、株式会社 A が適用事業所でなくなった平成 13 年 3 月 17 日（以下「全喪日」という。）に資格喪失した 70 人のうち 61 人が資格喪失時の標準報酬月額が 15 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、当時、経理責任者だった元経理部長は、「申立てのどおり、15 万円で厚生年金保険料を計算し給与から控除していた。15 万

円以外の残額は賞与に合算していた。」と供述している。

さらに、12人の同僚に照会し3人から回答を得たが、そのうちの一人は、「期日は忘れたが、会社から、支給金額は変わらないが、給与明細の内容が変わるといふ話があった。」と回答しており、別の同僚から提出された平成12年分源泉徴収票に記入されている「社会保険料等の金額」を検証した結果、15万円に相当する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが推認できる。

加えて、標準報酬月額が41万円から15万円への減額については、平成11年5月1日付け月額変更届により処理されており、遡及訂正によるものではないことがオンライン記録で確認できる。

これらのことから、申立事業所は、従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ることが常態となっていたと推認され、また厚生年金保険料については、日本年金機構に記録されている標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、申立期間②においても継続して勤務しており、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、雇用保険の被保険者記録によると、平成13年3月16日に株式会社Aを離職し、同年3月17日から14年12月31日まではE株式会社に在籍していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成13年3月17日に全喪しており、後継会社のE株式会社が適用事業所になったのは16年7月1日であることが確認できる。

さらに、前述の元経理部長は、「株式会社Aの全喪後、社会保険事務所との関係が悪くなり、しばらくの間（厚生年金保険に）加入できなかった。従業員には、国民年金に加入するように説明したと思う。」と供述したことから、申立人のオンライン記録を確認したところ、平成13年3月から16年4月までは国民年金納付済期間と記録され、申立期間②は全期間が納付済であることが確認できる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで

私は、平成 3 年に株式会社 A を設立し、代表取締役として会社を運営してきた。しかし、バブル崩壊後の平成 7 年 9 月に経営が一気に悪化し、社会保険料も払えない状態になり、経営を立て直すために、本社を B 地に移し再起を図った。移転前に滞納分を分割で納付してはいたが、移転先には督促が来ず、「滞納保険料がある限り、移転先では加入しないように。」と言われていたが、事業が改善した平成 9 年 4 月に C 社会保険事務所（当時）で加入手続を行った。その際に、未納分の請求があれば納付する意思はあったが、加入できたので、問題は無いと思っていた。今回、送付された年金加入記録を見て、平成 6 年 1 月から 8 年 1 月までの標準報酬月額が減額されている。これは、保険料の滞納分があったことは認めるが、督促をしなかった社会保険事務所側に瑕疵があり、勝手に減額をすることは納得できない。滞納金を納付することはやぶさかではないので、記録を戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 59 万円と記録されていたところ、株式会社 A が適用事業所でなくなった日（8 年 2 月 29 日）より後の同年 3 月 6 日付けで、遡って 6 年 1 月から同年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社 A に係る商業登記簿謄本から、申立人が当該

事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、D年金事務所から提出された当該事業所の平成7年度滞納処分票によると、7年末で1,450万円ほどの保険料を滞納していることがうかがえる。

さらに、申立人は、「社会保険料、税金等の納付に関しては全て私が行っていた。また、実印は私が管理していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、平成 11 年 1 月 26 日付けの訂正処理で、有限会社Aでの標準報酬月額が、9 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 1 日までの期間について、41 万円から 9 万 8,000 円に遡って引き下げられている。おかしいので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、有限会社Aは、平成 10 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の 11 年 1 月 26 日に、9 年 1 月から 10 年 11 月までの 23 か月間を 41 万円から 9 万 8,000 円に遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本及び申立人の供述から、上記減額訂正処理が行われた当時、申立人は、当該法人の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「当時は経営不振で資金繰りが厳しく、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所（当時）に相談したところ、事務所が用意した届出書に代表者印を押せば滞納がなくなり、厚生年金保険を辞められると説明を受けたので、届出書に押印した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 15 日から 48 年 10 月 4 日まで
昭和 46 年 7 月 15 日から 48 年 10 月 4 日まで、株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時A有限会社B店において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、後継の事業主（株式会社C）は「当時の社員台帳等がなく、申立人の勤務の実態及び保険料控除は不明である。」と回答している。

また、申立人が勤務していたA有限会社B店で当時店長であったとされる者は、申立人について記憶に無いと供述している。

さらに、A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、申立期間に整理番号の欠番も無い上、このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 15 日から 38 年 10 月 15 日まで
「厚生年金保険加入記録のお知らせ」を見て、A株式会社における厚生年金保険の記録が短いことに気が付いた。実際はもっと前から勤めており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。
当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人等から提出された集合写真（昭和 37 年 1 月 1 日、38 年 1 月 1 日及び同年 5 月 12 日撮影）及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立事業所の事業主は、申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明としている上、同僚からも、申立期間の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A 高校を卒業と同時に集団就職で B 株式会社 C 工場（現在は、株式会社 D の E 所）に就職した。昭和 43 年 3 月から 46 年 7 月まで正社員として継続して勤務したが、45 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで厚生年金保険の加入記録に空白があることが納得できない。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、B 株式会社 C 工場に昭和 43 年 3 月から 46 年 7 月まで継続して勤務したと申し立てているが、同事業所における申立人に係る F 基金及び雇用保険の加入記録は、オンライン記録と一致している。

また、事業主は、当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明と回答しているが、F 基金が提出した申立人に係る F 基金加入員資格取得届及び加入員資格喪失届から、申立人は昭和 43 年 3 月 27 日に加入員資格を取得し、45 年 1 月 16 日に自己都合による退職で喪失し、同年 4 月 1 日に再度新規加入で資格を取得し、46 年 7 月 30 日に自己都合による退職で喪失していることが確認できる。

さらに、昭和 43 年 3 月 27 日資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、F 基金加入員資格取得届及び雇用保険の記録から、申立人の生年月日は「昭和 27 年*月*日または同年*月*日」となっており、45 年 4 月 1 日資格取得に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票、F 基金加入員資格取得届及び雇用保険の記録から、申立人の生年月日は「25 年*月*日」となっていることが確認できる。

2 申立人がA高校を卒業して一緒に就職したとしている複数の同僚は、いずれも同事業所において昭和45年4月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる上、当該複数の同僚は、申立人と一緒に同年4月1日に同事業所に就職したと供述している。

また、申立人は、昭和43年3月*日に、A高校卒業と同時に同事業所に就職したと供述しているが、同日において申立人は満18歳未満であり高校卒業の年齢に達していない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 14 年 12 月

申立期間①については、平成 14 年 4 月 1 日に A 株式会社へ嘱託として採用され、月額 66 万 9,000 円で雇用契約書を交わしたが、同年 4 月から 7 月までの標準報酬月額が 47 万円になっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②については、平成 14 年 12 月に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額として記録されていない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した平成 14 年 5 月度から 8 月度までの賃金支給明細書及び A 株式会社から提出した申立人に係る同年 5 月度から 8 月度までの賃金台帳から、66 万 9,000 円の基本賃金が支給されていることが確認できるものの、控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額 47 万円に相当する保険料であることが確認できる（保険料は翌月控除である。）。

また、事業主が提出した申立人に係る「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、取得時の報酬月額は 45 万 6,356 円、標準報酬月額は 47 万円と記載されていることが確認できる。

さらに、事業主が提出した「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金増減内訳書」から、申立人の標準報酬月額が平成 14 年 8 月より 47

万円から 62 万円に増えていることが確認できる上、申立人が提出した同年 9 月度の賃金支給明細書から、標準報酬月額 62 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の所持する「2002 年度冬期期末手当明細書」から、当該期間に支給された賞与から、支給額の 1,000 分の 5 に相当する保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、総報酬制が導入され、支給された賞与に厚生年金保険料が賦課され、標準賞与額として記録されることとなったのは平成 15 年 4 月 1 日からであり、申立てに係る賞与は総報酬制導入前に支給されたものであるため、当該賞与から控除された保険料は特別保険料であり、当該保険料は年金額の計算の基礎とはならないこととされていた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月頃から同年 8 月 23 日まで
(A株式会社)
② 平成 8 年 11 月 13 日から 9 年 5 月 31 日まで
(株式会社B)
③ 平成 9 年以降で期間は不明だが 3 年くらい
(C株式会社)

A株式会社における自分の厚生年金保険の資格取得日が、厚生労働省の記録によれば、昭和 47 年 8 月 23 日になっているが、同年 4 月頃から厚生年金保険に加入しているはずだ。

また、株式会社B、及びC株式会社において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立てに係る事業所は、いずれも自分が経営していた。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人によると、自分が経営していたA株式会社は、昭和 47 年 4 月頃から厚生年金保険に加入していたとしているが、同社に係る適用事業所名簿及びオンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは同年 8 月 23 日であり、申立期間中は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証、当該被保険者証に係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び同社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は昭和 47 年 8 月 23 日となっており、オンライン記録と一致して

いる。

さらに、申立人と同様に同社で昭和 47 年 8 月 23 日に厚生年金保険の資格を取得している同僚は、「A株式会社は、47 年 2 月に設立され、申立人とその頃から一緒に働いていたが、会社の厚生年金保険加入は、会社設立より多少遅れていた。」と供述している。

- 2 申立期間②については、申立人は、自分が経営していた株式会社Bで平成8年11月13日から9年5月31日まで厚生年金保険に加入していたところ、申立人が提出した申立期間②に係る通帳の一部によると、9年4月30日付けで社会保険料（同年3月分）が引き落とされていることから、同社で同年3月に厚生年金保険の被保険者記録がある11人の社会保険料の合計額を算出して比較した結果、引落額は11人分の厚生年金保険料と児童手当拠出金の合計額と一致していることから、申立人に係る厚生年金保険料は同引落額に含まれていないことが確認できる。

また、同社に係るオンライン記録によると、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無い。

- 3 申立期間③については、申立人は、自分が経営しているC株式会社が設立された平成9年以降で期間は不明だが3年くらい厚生年金保険に加入していたとしているが、同社に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったのは、14年4月1日から同年5月1日までであり、申立期間③の大部分は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社に係るオンライン記録及び登記から、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間に事業主であった申立人の長男は、申立人の厚生年金加入について不明としており、申立人に係る厚生年金保険の加入実態を確認することができない。

さらに、同社に係るオンライン記録では、申立人の氏名は見当たらず、厚生年金保険被保険者は申立人の長男のみとなっている。

- 4 いずれの申立期間についても、申立事業所に係る法人登記簿に申立人の氏名が確認できることなどから、勤務していたことはうかがえるものの、申立人は厚生年金保険の加入期間について具体的に記憶しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
(株式会社A)
② 昭和 38 年 5 月 13 日から 40 年 9 月 1 日まで
(株式会社B)
③ 昭和 40 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 9 日まで
(株式会社CのD工場)
④ 昭和 43 年 5 月 31 日から同年 12 月 21 日まで
(E所)

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している申立期間に係る厚生年金保険被保険者証（厚生年金保険被保険者台帳記号番号：*）に当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人の申立期間④に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに

脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A 株式会社に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間である A 株式会社の被保険者期間（22 か月）については、脱退手当金を受給していないと申し立てているが、この申立期間とその後勤務した株式会社 B の期間を含めた脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 39 年 5 月 1 日）から約 5 か月後の同年 9 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、株式会社 B に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が記載されているページとその前後の 6 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月の前後 5 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた 6 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、5 人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、事業主及び当時の担当者である専務（事業主の義弟）が既に亡くなっており、代理請求の有無等について供述を得ることはできないものの、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 36 年 3 月 26 日まで
② 昭和 37 年 2 月 1 日から 40 年 4 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 9 月 21 日から 42 年 3 月 2 日まで

今回、日本年金機構から届いた通知を見たら、申立期間は脱退手当金が支給された記録になっている。しかし、私は当時脱退手当金という制度は知らず、当然受け取った記憶は無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。